

阿蘇地域土砂災害対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成24年7月の熊本広域大水害により阿蘇地域で発生した土砂災害（以下「阿蘇土砂災害」という。）を対象に、その発生状況と被害実態、土砂移動の特性等を整理・分析することにより、阿蘇地域における今後の土砂災害対策及び土砂災害から地域住民の人的被害を防止するための方策を検討するため、阿蘇地域土砂災害対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 阿蘇土砂災害の発生メカニズムの分析及び今後の土砂災害対策に関する基本的な方向性
- (2) 土砂災害に対する警戒避難体制のあり方

(組織)

第3条 検討委員会は専門的知識を有する学識者及び関係行政機関等で構成する。

- 2 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第4条 検討委員会は委員長が召集する。

- 2 委員長は検討委員会を主催する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の庶務は、熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本県農林水産部森林局森林保全課において処理する。

(設置期限)

第7条 検討委員会の設置期限は、平成25年3月31日とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じ委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月6日から施行する。